内閣府 NPO 法人ポータルサイト Q&A

Q3-1:他の法人の情報ページを閲覧するには?

A3-1:検索機能を利用して、正式名「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」で検索 してください。内閣府のHPが開きますので、そのページにある「NPO 法人ポ ータルサイト」をクリックすると、全国の NPO 法人情報が閲覧できるページに 入ることが可能です。

Q3-2: 閲覧ではどんな情報を見ることができるのですか?

A3-2:「法人名」「事務所所在地」「代表者氏名」「設立認証年月日」「定款に記載 された目的」「活動分野」及び閲覧書類等として定款、事業報告書(決算書含む) があります。

これらの情報は、行政入力情報として所轄庁(佐賀県の NPO 法人の情報については佐賀県が入力しています)が更新しています。ただし、所轄庁によっては、内閣府 NPO 法人ポータルサイトではなく、独自の所轄庁 HP サイトで法人情報を公表している場合もありますので、他の所轄庁の法人情報を検索する際にはご注意ください。

Q3-3:法人入力情報とは何ですか?

A3-3:法人自身が内閣府 NPO 法人ポータルサイトの中で入力できる情報のことです。

以下の情報が入力可能です。

①組織情報として「TEL 番号」「FAX 番号」「メールアドレス」「ホームページ URL」「事業活動の内容」「常勤職員数」②「財務情報(各年度活動計算書、 貸借対照表、会計基準)」③「公告(の登録・更新)」

Q3-4:法人の利用できるサイトの登録料、利用料は?

A3-4: 内閣府 NPO 法人ポータルサイトでは登録料、利用料は無料です。

Q3-5:貸借対照表の公告は、どこを利用してできるのですか?

A3-5:「Q3-3」の法人が入力する情報欄の③に「公告の登録・更新」ページがあ りそれを利用して行います。この内閣府 NPO 法人ポータルサイトで法人自身が

「貸借対照表」を公表することで NPO 法に定める「電子公告」を行ったことになります。

なお、貸借対照表はPDFファイル化した上で掲載する必要があります。

Q3-6:法人情報の入力はどうすればできるのですか?

Q3-6:まず「ユーザー登録」をしましょう。(無料)

- (1) ユーザー登録
 - 「新規ユーザー登録」をしてください。
- ①法人ログインボタンをクリックしてログイン画面から「新規ユーザー登録」ページに入ります

(利用規約を確認・同意の上、手順に従って登録します。)

- ②内閣府から「ログイン認証の連絡」や「登録完了までの手順書」が情報 登録した法人事務所宛に郵送されてきます。
- ③手順書に従って、登録手続きを完了してください。
- (2)登録完了後、法人活動内容の情報を入力します。
- ①ログイン画面からマイページへ「ログイン」します。
- ②法人入力情報サイトで、情報を登録あるいは更新し、「公開申請」します。

貸借対照表の公告は「公告の登録・更新」から行います。

③内閣府が「公開承認」すると、入力した情報が「内閣府ポータルサイト」 に公開されます。

Q3-7: 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを貸借対照表の公告で利用する場合の メリット、デメリットは?

A3-7:メリットは、

①登録料、利用料が無料であること

②サイトサービス終了のリスクがないこと

③公告が中断した場合の対処をする必要がないこと

④公告以外に、法人情報やイベント、事業内容の紹介を掲載できること デメリットは、

- ①ログインは一般的なホームページでは「ID」「パスワード」の2点方式で あるが、これに「マトリクス」が加わる3点方式で複雑になっている(反 面、メリットとしてセキュリティが高度化)。
- ②公告する貸借対照表のファイル形式は、PDFファイル以外は不可である。
 ③5年経過分は自動非公開とはならないので、公告掲載が終了となる貸借対照表は、法人自身でそのファイルを削除する必要がある。

※わからない点がありましたら、下記の内閣府 NPO 専用フォームでお問合せく ださい。

https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html